

一般社団法人 建設 RX コンソーシアム 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人の名称は、一般社団法人建設 RX コンソーシアムと称する。

(主たる事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都江東区新砂一丁目1番1号に置く。

(公告の方法)

第3条 本法人の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本法人は、我が国の建設業界を担う法人及びこれに協力・支援する法人が、各々の自主性及び協業を尊重しつつ、建設施工に活用するロボット及びIoT アプリ等の開発と利用に係るロボティクストランスフォーメーション（Robotics Transformation（ロボット変革））並びに社員総会において定めた技術の推進について協働することで、技術開発のコスト削減、リスクの分散及び開発期間の短縮を図り、その普及を加速させることにより、労働力不足の解消、作業現場での生産性・安全性の向上、コスト削減等の建設業界の共通の課題を解決し、もって建設業界全体の生産性及び魅力を向上させ、かつ社会の持続的発展及び国民生活の安定・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に該当する事業を行う。

- (1) 建設施工に関するロボット及びIoT アプリ等の開発並びに利用に係る共同研究開発（新規開発、改良、実用化その他の技術開発、及び技術開発に伴う技術の実施許諾を含む。）
- (2) 前号の共同研究開発の促進支援
- (3) 第6条に定める会員が保有する建設施工に関するロボット及びIoT アプリ等の普及の促進支援
- (4) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 本法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 一般社団法人日本建設業連合会に加盟する全国的に総合建設業を営む一定規模以上の法人であって、自社技術開発を行う研究機関を有しており、かつ、第4条に掲げる本法人の目的に賛同し、第5条に掲げる事業への参加を行おうとするもの
- (2) 協力会員 次のいずれかに該当する法人であって、かつ、第4条に掲げる本法人の目的に賛同し、第5条に掲げる事業への参加を行おうとするもの
 - ① 前号以外の総合建設業を営む法人

- ② レンタル業者、ロボット製造業者、IT ベンダ、商社、専門工事業者等
- (3) 特別会員 第4条に掲げる本法人の目的に賛同する個人または団体
 - ① 個人：学識・経験のある個人
 - ② 団体：本法人の事業に協力・連携しようとする団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みをおこなうものとする。

- 2 入会は、理事会又は理事会の決議により入会の可否の決定を委任された機関において別に定めるところにより、その可否を決定し、これをそのものに通知する。

(会費等)

第8条 正会員および協力会員は、本法人の事業活動の費用にあてるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会にて別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会できる。

(除名及び復権)

第10条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該正会員を除名することができる。この場合においては、その正会員に対して社員総会の1週間前までに通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) 本法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) 会員としての義務に違反したとき
 - (4) 本法人の業務の執行又は活動に際して不正の行為をしたとき
 - (5) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 協力会員及び特別会員が前項の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の決議に基づいて、除名することができる。この場合においては、その協力会員及び特別会員に対して理事会の1週間前までに通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 除名された者が再び入会しようとするときは、社員総会の承認を必要とする。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が死亡し、又は解散したとき
- (2) 総正会員の同意があったとき
- (3) 理事会が勧告してから30日以上会費を滞納したとき

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等がある場合の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後3カ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。なお、社員総会は正会員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決定に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、6週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、正会員に対し、社員総会の日時、場所、目的である事項があるときは当該事項、社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときはその旨、社員総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときはその旨、その他法務省令で定める事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項に規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 社員総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を2名置くことができる。
- 3 本法人の理事長を一般法人法の代表理事とする。
- 4 理事長以外の理事のうち、副理事長を一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事は本法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

- 2 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して本法人の業務を掌理する。
- 4 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前2項の規定による監査及び調査の結果、本法人の業務又は財産に関し、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に、違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員の報酬等は、無報酬とする。ただし、役員の報酬等を定める場合は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引
 - (3) 本法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第28条 本法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第29条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長の選定又は解職

(開催)

第31条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席（電磁的方法による参加を含む）がなければ開会することができない。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があったときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、当該決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第7章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第36条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本法人の事業計画書、収支予算書については、速やかに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 新事業年度の予算が理事会の決議を経るまでの間、理事長は、前事業年度の予算に準じて支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第38条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告

(剰余金)

第39条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 補 則

(委任等)

第43条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

2 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。